

決 裁	理事長	局長	次長	課長	副課長	主幹	副主幹	係
	○							

(伺) 下記のとおり支給してよろしいか。

共 済 記 入 欄	起案日	/
	支給日	/
	決定額	円

傷病手当金請求書

下記のとおり請求します。

兵庫県市町村職員共済組合理事長 様

請求日	令和 年 月 日							
組合員証 記号番号	所属所	企業	番号					
所属所名							組合員氏名	
資格取得年月日	昭・平・令	年	月	日	資格喪失年月日	令和	年 月 日	
勤務できなくなった 最初の日	令和	年	月	日	請求期間	令和	年 月 日から	
標準報酬 の月額	令和	年 月	～	等級		円	令和	年 月 日まで ()日
	令和	年 月	～	等級	円	支給開始日	令和	年 月 日から
請求金額	(内訳)						介護保険法の給付を受けているとき	
	給付額 円 (◎) - 調整額 円 (◎と①のいずれか高い額)						保険者番号	被保険者番号

い ず れ か に ○ 印 を 入 れ て く だ さ い	地方公務員災害補償法に基づく 休業補償又は傷病補償年金等	※1	有・請求中・無				
	障害厚生(共済)年金	※2	有・請求中・無	支給年額	円	支給開始年月	平・令 年 月
	障害基礎年金	※2	有・請求中・無	支給年額	円	支給開始年月	平・令 年 月
	障害手当(一時)金	※2	有・請求中・無	支給額	円	支給年月日	平・令 年 月 日
	老齢厚生(共済)年金	※2	有・請求中・無	支給年額	円	支給開始年月	平・令 年 月
	老齢基礎年金	※3	有・請求中・無	支給年額	円	支給開始年月	平・令 年 月

※1 同一の傷病で有の場合、傷病手当金は支給できません。
 ※2 傷病手当金の受給後に給付を受けることとなった場合は、受給した傷病手当金を返還していただくことになりますので共済組合までご連絡ください。
 ※3 資格喪失後に給付を受ける場合は、傷病手当金と調整されます。

療 養 の 事 に 関 す る 医 師 の 証 明	○ 傷病名	○ 発病年月日	平・令 年 月 日
		○ 初診年月日	平・令 年 月 日
	○ 傷病の現症、安静度、その他	○ 労務可能の見込み時期(必ず記入してください。不明の場合は口に✓を付してください。)	
		令和 年 月 日	□不明
	○ 今後、経過の見とおし(症状の傾向、治療の見とおし)	令和 年 月 日	
		医療機関名	
		所在地	
		医師氏名	

上記の記載事項は、事実と相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日 職 名
 所属所長
 氏 名

共済組合
受付印

- 請求書は1月分につき1枚ずつ作成のうえ、太線の中を記入してください。
- 裏面に所属機関の長または給与事務担当者の証明を受けて、共済組合に提出してください。
- 「療養を担当した医師の意見欄」は傷病手当金支給決定の基礎となるものですから、その記入にあたっては、できる限り各科専門医において事実を的確かつ詳細に記載するとともに、**在職中は職場復帰が可能かどうか退職後は労働能力があるか否か**について意見を記載してください。なお、労働能力を回復した(勤務することができる状態にある)にもかかわらず、勤務しない場合等は傷病手当金の支給要件に該当しません。(裏面へ続く。)

今回請求分(該当日に○印を付してください。)

() 月分 請求回数 () 回目

曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

在職中の場合、報酬の支給状況を証明してください。

給付対象月に報酬の支給がある場合は、支払った報酬について証明してください。

(初回請求や復職後の再請求の場合は、勤務できなくなった最初の日から請求月までの「報酬支給額証明書」を添付してください。)

支給あり 支給なし

	①日々の勤務に対し支給される報酬				②日々の勤務とは関係なく支給される報酬					合計
	基本給	地域手当	手当	小計	扶養手当	通勤手当	住居手当	手当	小計	
本来の支給額										
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 割 支給										
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 割 支給										

令和 年 月 日から同月 日までの出勤しなかった期間に対する報酬の支給について上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日
所属機関の長 職 名
又は
給与事務担当者 氏 名

支給額の計算	支給開始日の属する月以前12月の標準報酬月額合計	標準報酬の日額
	$\text{円} \times 1/12 \times 1/22 =$	円 (10円未満四捨五入) …④
	給付日額	
	④ $\times 2/3 =$	円 (円未満四捨五入) …⑤
	支給日数	給付額
	⑤ \times 日 =	円…⑥
(報酬との調整)		
①日々の勤務に対し支給される報酬について		
支払われた報酬	勤務を要する日	
	$\text{円} \times 1/$ 日 =	円 (小数点第三位切捨) …⑦
②日々の勤務とは関係なく支給される報酬について		
支払われた報酬		
	$\text{円} \times 1/22$ 日 =	円 (小数点第三位切捨) …⑧
報酬日額		
⑦ + ⑧ =		円 (円未満切捨) …⑨
勤務を要する日	調整額	
⑨ \times 日 =		円…⑩
(年金との調整)		
支給年額		
	$\text{円} \times 1/264 =$	円 (円未満切捨) …⑪
支給日数	調整額	
⑪ \times 日 =		円…⑫